

28長第916号
平成29年2月9日

各通所リハビリテーション事業所の管理者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公印省略)

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施
状況の報告について

昨年8月31日に岩手県の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う水害により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害を受け、厚生労働省から、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)により、特別養護老人ホームや通所介護事業所における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況の調査を行う旨の通知がありました。

通所リハビリテーションのみなし指定の事業所については、当初は調査対象とされておりましたが、このたび、厚生労働省から、別添のとおり通知があり、通所リハビリテーションのみなし指定の事業所についても調査対象となりました。

つきましては、県ホームページ等において掲載しております厚生労働省通知及び県のガイドライン等を参考に貴事業所の計画の点検・見直し及び避難訓練の実施状況について、下記のとおり報告してください。

なお、計画の未策定及び避難訓練未実施の事業所については、できるだけ早期の実施をお願いします。

おって、みなし指定は受けているが、現在通所リハビリテーションの事業は実施していない、また、利用者がいない場合などは、点検票の備考欄にその旨の記載をお願いします。

記

1 提出書類

(1) 点検票1 (事業者用)

※様式の電子データは、愛媛県ホームページに掲載しております。

**愛媛県ホームページ>健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 >
サービス事業者 > 介護サービス事業者の方へ>愛媛県通知関係
<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyuu/index.html>**

【点検項目】

(非常災害対策計画の策定状況)

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。

- ・介護保険施設等の立地条件
- ・災害に関する情報の入手方法
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難を開始する時期、判断基準
- ・避難場所
- ・避難経路
- ・避難方法
- ・災害時の人員体制、指揮系統
- ・関係機関との連携体制

(避難訓練の実施状況)

- ① 平成 28 年以内に水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練が実施されたか。
 - ② ①がされていない場合、平成 28 年度内に実施する予定はあるか。
- ※平成 29 年 1 月 1 日以降に開設された事業所の避難訓練の実施状況については、今後の訓練の実施予定を記載してください。

(2) 貴事業所が作成した非常災害対策計画

※策定すべき非常災害対策計画の内容について

火災・地震に関する計画に加え、昨年 8 月末の台風 10 号により甚大な被害が生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状況から台風や風水害に関する被害はどの地域でも起こりうると思われることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できているかについて確認すること。なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防及び防災部局と協議のうえ、決定すること。

2 提出方法

電子メール、郵送又は持参

3 提出期限

平成 29 年 2 月 24 日 (金)

4 提出先

事業所が所在する各地方局地域福祉課

【東予地方局 地域福祉課】

E-mail : tou-fukushi@pref.ehime.lg.jp
住 所 : 〒793-8516 西条市喜多川 796-1
電 話 : 0897-56-1317

【中予地方局 地域福祉課】

E-mail : chu-fukushi@pref.ehime.lg.jp
住 所 : 〒790-8502 松山市北持田町 132 番地
電 話 : 089-909-8756

【南予地方局 地域福祉課】

E-mail : nan-fukushi@pref.ehime.lg.jp

住 所：〒798-8511 宇和島市天神町7番1号
電 話：0895-28-6106

【問い合わせ先】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課 介護事業者係 池野 二宮

電 話：089-912-2432

E-mail：choujukaigo@pref.ehime.lg.jp